

編入学資格証明書(高等学校専攻科修了(見込)者用)

筑波技術大学長 殿

氏名		生年月日	年 月 日
----	--	------	-------

上記の者は、下記の課程を修了した、または修了見込みであることを証明します。

記

学校・ 学科名	学校		科	
	※以下の該当する□欄のいずれかにレ印を記入してください。 上記の課程は上記の者が修了した当時、学校教育法第 58 条の2に規定 (又は、規定を準用)する、			
	<input type="checkbox"/>	高等学校の専攻科		
	<input type="checkbox"/>	中等教育学校の後期課程の専攻科		
	<input type="checkbox"/>	特別支援学校の高等部の専攻科		
	であり、次の文部科学大臣が定める基準を満たしている課程である。			
	<input type="checkbox"/>	高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準(平成 28 年文部科学省告示第 63 号)		
<input type="checkbox"/>	特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準(平成 28 年文部科学省告示第 64 号)			
専攻科 設置 年月日	年 月 日	設置		
入学・修了 年月日	年 月 日	入学	修業 年限	
	年 月 日	修了		<input type="checkbox"/> 全日制
				<input type="checkbox"/> 定時制
			<input type="checkbox"/> 通信制	年

年 月 日

学校所在地

学校名

学校長名

(印)

証明発行担当者様へ

この「編入学資格証明書」は、高等学校専攻科を修了された方が筑波技術大学に編入学するにあたり、その資格を証明するための書面です。本証明書の発行依頼がありましたら、下記の〈留意事項〉と〈記入方法〉をご確認の上、証明書の作成、発行をお願い申し上げます。

〈留意事項〉

- 高等学校専攻科にかかる本学への編入学資格は、以下(1 および 2)の要件に該当する必要があります。
 1. 高等学校等専攻科の修了者のうち、その修業年限が 2 年以上で、かつその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準を満たす(学校教育法施行規則第 100 条の 2、平成 28 年文部科学省告示第 63 号・第 64 号)
 2. 高等学校卒業などの大学入学資格を有する者(学校教育法第 90 条)
- 修了見込みの証明書で出願される場合、修了後直ちに「修了証明書」の提出が別途必要です。

〈記入方法〉

- 証明書のすべての項目について、貴校にてもれなくご記入ください(志願者本人による記入不可)。

[参考]高等学校専攻科修了者の大学編入学資格に関する法令等の概要

- 高等学校の専攻科の課程(修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。【学校教育法第 58 条の 2】
文部科学大臣の定める基準は、修業年限が 2 年以上で、かつ、課程の修了に必要な総単位その他の事項が、別に定める基準を満たすものであること。【学校教育法施行規則第 100 条の 2】
- 全日制または定時制の課程の場合、全課程の修了要件は、当該課程に修業年限の年数以上在学し、62 単位以上を修得するものであること。通信制の課程の場合、当該課程に修業年限の年数以上在学し、62 単位以上を修得することと、120 単位時間(1 単位時間標準 50 分)に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時間数以上の面接指導による授業を履修することのいずれにも該当することを要件とすること。【平成 28 年文部科学省告示第 35 号】
- 基準を満たす高等学校の専攻科の課程を修了した者は、大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した高等学校の専攻科における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間で 1 年を下らない期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。【学校教育法施行規則第 100 条の 2 第 2 項】